国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年四月十五日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
沖縄防衛局長	沖縄県沖縄市地籍図及び地籍簿	沖縄県沖縄市森根の一部